

家畜生産農場衛生対策に係る  
BVD（牛ウイルス性下痢）対策実施要領

制定 平成30年6月19日 佐畜協第06093号  
一部改正 令和元年7月31日 佐畜協第07126号  
一部改正 令和2年6月24日 佐畜協第06102号  
一部改正 令和3年9月30日 佐畜協第09101号  
公益社団法人佐賀県畜産協会

公益社団法人佐賀県畜産協会（以下「協会」という。）は、食料安全保障確率対策事業実施要領（平成28年3月29日付け27消安第6184号）に基づく、家畜生産農場衛生対策事業（以下「本事業」という。）において、牛ウイルス性下痢（以下「BVD」という。）のまん延防止及び早期清浄化を図るための事業に取り組むこととし、実施にあたっては、同要領及び「家畜衛生対策事業の運用について」（令和3年3月31日付け2消安第6476号）に定められたもののほか、本実施要領によるものとする。

## 第1 事業の目的

この事業は、BVDのまん延防止及び早期清浄化を図るため、牛飼養農場においてBVD対策を実施し、農場の疾病清浄化を支援する。

## 第2 事業の内容

牛飼養農場における検査費及び証明書の交付料、持続感染牛（以下「PI牛」という。）のとう汰推進費、及びワクチン推進費を補助する。

### 1 検査費及び証明書の交付に係る経費の補助

- 1) 交付の対象となる農場は、牛ウイルス性下痢に関する衛生対策ガイドライン（平成28年4月28日付け28消安第734号農林水産省・消費安全局長通知。以下「ガイドライン」という。）に基づく防疫対策を実施している農場であること。
- 2) 交付の対象となる牛、検査内容、証明書内容  
当該年度に実施したBVDの抗体検査、抗原検査並びに陰性証明書の交付であり、以下のアからエに掲げるもの。なお、家畜保健衛生所（以下「家保」という）以外の、大学や民間企業等で実施した検査等も補助の対象とする。
  - ア 複数農場の生乳を合わせた合乳試料、複数個体のプール血清等を用いた牛群検査
  - イ 農場の清浄性または浸潤性を確認するための個体検査
  - ウ 家畜の移動（市場への出荷時を除く）に伴う個体検査
  - エ アからウまでの検査に係る陰性証明書の交付

### 3) 補助対象経費及び補助率

BVDの検査費及び証明書の交付料：生産者が要した額の1/2以内

#### 4) 検査回数の上限について

同一牛については、2 回までの個体別の検査費等を対象とする。なお、2) のア及びウについては回数の制限はないものとする。

### 2 PI 牛とう汰推進費の補助

交付の対象となる牛については、原則として、県等の検査において、PI 牛と確認された牛とし、疫学調査及びその他の精密検査等の結果を踏まえ、家保が判断する。また、対象牛は次の1 または 2 の要件を満たすこと

- 1) 少なくとも3週間以上の間隔をあけて実施した2回の抗原検査（RT-PCR、ウイルス分離又は抗原検出 ELISA）の結果、当該年度の4月1日以降にPI牛であることが確認された牛であって、確認された日（2回目の抗原検査の結果判定日。以下「確認日」という）から1か月以内（確認日が当該年度の3月1日以降である場合には当該年度の3月31日まで）にとう汰した牛であること。
- 2) 1) で確認されたPI牛の産子であって、飼養牛がPI牛の産子であることを牛の所有者（管理者及び飼養者を含む。）に連絡した日から1か月以内に自主的にとう汰した牛であること。

### 3 BVD ワクチン接種推進費の補助

交付の対象となる農場等については、次の1) 及び2) の要件を満たすこと

#### 1) 農場要件

次のアまたはイの要件を満たすこと

- ア 前年度3月31日以前にPI牛であることが確認されていた牛については前年度3月31日までの間に、当該年度4月1日以降にPI牛と確認された牛については、確認日から1か月以内に、当該年度3月1日以降にPI牛であると確認された牛については当該年度3月31日までに、PI牛全頭を自主的にとう汰した農場であること。
- イ 飼養牛がPI牛の産子であることを牛の所有者に連絡した日から1か月以内に当該産子を自主的にとう汰した農場であること。

#### 2) ワクチン要件

- 1 1) のアの農場においては、PI牛確認日から2か月以内に接種したワクチン、また、1) のイの農場においては、PI牛の産子であることを牛の所有者に連絡したから2か月以内に接種したワクチンであること。
- 2 同一牛に対し、接種の補助が受けられる回数は、年2回までとする。

## 第3 事業の実施等

1 本事業によりBVD対策を実施しようとする生産者は下記により必要書類を協会に提出するものとする。

- ① BVD 検査等実施計画承認申請書（様式第1号）
- ② 家畜疾病清浄化（BVD）のための対策実施報告書（様式第2号）

- ③ BVD 検査費等補助金交付申請書（様式第3号）
- ④ BVD ワクチン接種推進費交付申請書（様式第4号）
- ⑤ BVD 検査に係る採材旅費及び採材技術料交付申請書（様式第5号）

2 PI牛のとう汰実施については、別に定める「家畜生産農場衛生対策に係るとう汰実施要領」によるものとする。

3 協会は1により申請を受けた時は、審査し、適正と認められた場合は、補助金を交付するものとする。

#### 第4 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

#### 附則

この要領は、平成30年6月19日に制定し、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年7月31日に一部改正し、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年6月24日に一部改正し、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年9月30日に一部改正し、令和3年10月1日から適用する。

ただし、令和3年4月1日から9月30日までは、牛ウイルス性下痢・粘膜病(BVD-MD)を牛ウイルス性下痢(BVD)と読み替えることとする。